

監理支援機関許可申請書記載事項等の変更【施行日前申請】

1. 監理支援機関の許可に係る施行日前申請を行った後に生じた申請書記載事項等の変更について

○監理支援機関の許可に係る**施行日前申請を行った後に申請書の記載事項等に変更が生じた場合は、速やかに、**機構様式「監理支援機関許可申請書記載事項等の変更申出書（施行日前申請用）」及び添付書類を外国人技能実習機構本部審査課分室に提出してください。

ご不明な点がございましたら、申請後に発行いたします申請受理票記載の連絡先までお問い合わせください。

【提出先】

〒108-0022

東京都港区海岸三丁目2番12号 安田芝浦第2ビル5階

外国人技能実習機構本部審査課分室

※書留等（レターパックプラス（赤）など）で郵送（対面による手渡しで届き、受領印又は受領の際の署名を行い、かつ「信書」を送ることができる方式）によりお願いします。

○**変更が生じたものの、令和8年12月28日（月）（機構必着）**までに上記書類の提出がなかった場合は、変更前の申請内容に基づいて監理支援機関の審査が行われます。変更前の申請内容に基づき許可を受けた場合は、育成就労法の施行日（令和9年4月1日）以降かつ監理支援機関の許可を受けた日から1か月以内に「変更届出／許可証書換申請」又は「変更届出」を行ってください。

詳細は機構ホームページに掲載されている施行日前申請ページ⇒
をご参照ください。



2. 申請書記載事項等の変更申出に関する注意事項

○監理支援機関の許可申請に係る施行日前申請の受付期間（令和8年4月15日から令和9年3月31日まで）中は、申請が集中することが予想されます。

申請後に申請書の記載事項等に変更が生じた場合、変更された内容についても確認をする必要があり、変更の申出が集中した場合、監理支援機関の許可申請の審査等に影響が生じるおそれがあります。**このため申請書記載事項等のうち変更を予定されている事項がある場合には、あらかじめ変更した上で監理支援機関の許可申請をしていただくよう、お願いします。**

また、提出書類等に不足があった場合、不足している書類を追加で提出いただくなど、監理支援機関の許可申請及び申請書記載事項等の変更申出の内容の審査に時間を要することとなります。このため、変更申出の際も提出書類等に不備がないよう機構ホームページに掲載されている施行日前申請ページをよくご確認ください、申出をしてください。

○育成就労法第25条、第26条、第40条、同法施行規則第44条から第47条まで、第68条及び第69条に規定されている**監理支援機関の許可の基準等は、監理支援機関の許可の申請時から許可を受けるまでの間はもとより、許可を受けた後も継続的に満たしている必要があります。**このため、これらの基準等に関する事項に変更が生じ、基準等を満たさなくなったことが外国人育成就労機構による実地検査において判明した場合は、**監理支援機関の許可が取り消される場合があります。**

監理支援機関の許可基準等に変更が生じて基準等を満たさなくなった場合は、**速やかに基準等を満たすように対応していただきますよう**お願いします。